

香川県県税事務所規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第26号

香川県県税事務所規則

香川県県税事務所規則（平成14年香川県規則第48号）の全部を改正する。

（部の設置）

第1条 香川県県税事務所（以下「県税事務所」という。）に、総務・課税部及び納税部を置く。

（各部の分掌事務）

第2条 総務・課税部の分掌事務は、財務、職員及び文書並びに県税の賦課等に関することとする。

2 納税部の分掌事務は、県税の徴収、滞納処分等に関することとする。

（課の設置）

第3条 総務・課税部に総務課、課税課、自動車税課及び軽油引取税課を置き、納税部に特別整理対策課及び滞納整理課を置く。

（各課の分掌事務）

第4条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 職員の身分、服務及び給与に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 庁舎その他の県税事務所所管の財産の管理に関すること。
- (7) 県税及び地方法人特別税並びにこれらの延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（以下「県税等」という。）の収納事務に関すること。
- (8) 県税その他の徴収金の決算に関すること。

- (9) 個人県民税に関すること。
- (10) 県民税利子割の賦課に関すること。
- (11) 県民税配当割の賦課に関すること。
- (12) 県民税株式等譲渡所得割の賦課に関すること。
- (13) 納税貯蓄組合及び納税貯蓄組合連合会に関すること。
- (14) その他他課の所掌に属しない事項に関すること。

2 課税課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法人県民税の賦課に関すること。
- (2) 法人事業税の賦課に関すること。
- (3) 個人事業税の賦課に関すること。
- (4) 不動産取得税の賦課に関すること。
- (5) 県たばこ税の賦課に関すること。
- (6) ゴルフ場利用税の賦課に関すること。
- (7) 鉱区税の賦課に関すること。
- (8) 狩猟税の賦課に関すること。
- (9) 地方法人特別税の賦課に関すること。

3 自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自動車取得税及び自動車税の賦課に関すること。
- (2) 自動車取得税及び自動車税の証紙徴収等に関すること。

4 軽油引取税課の分掌事務は、軽油引取税の賦課に関することとする。

5 特別整理対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税等の徴収及び滞納処分のうち高額又は困難なものに関すること。（自動車税課の所掌に属するものを除く。）
- (2) 個人県民税及び市町村税の徴収及び滞納処分の支援に関すること。

6 滞納整理課の分掌事務は、県税等の徴収及び滞納処分に関すること（自動車税課及び特別整理対策課の所掌に属するものを除く。）とする。

(職員)

第5条 県税事務所に、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 部長
- (3) 課長
- (4) 副主幹
- (5) 主任
- (6) その他の職員

(職務)

第6条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 部長は、上司の命を受けて部に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。
- 5 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののはか、県税事務所の事務の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。